

# 医療安全管理規定

当院は患者さんに良質な医療を提供するために、院内感染の予防及び医療事故、医薬品の副作用、医療機器事故の防止のため次の規定を制定し取り組みをいたします。

- I. 院内感染対策規定
- II. 医療安全規定
- III. 医薬品安全管理規定
- IV. 医療機器安全管理規定

上記の規定を制定し、医療安全に関する改善活動及び医療事故防止の取り組みに努め、患者さんが安心して治療が受けられる医院として評価されるよう努力いたします。

また当院では、定期的な職員研修や最新の医療安全情報の収集も行い、日々進歩する医療において最善の治療を提供できるよう努めることをお約束いたします。

医療法人社団日翔会  
生野愛和透析クリニック  
院長 長谷川 廣文